

入所利用者自己負担額簡易早見表

第2段階 (世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方)

部屋の種類	介護度	介護サービス費	夜勤職員配置加算	提供体制強化加算	在宅支援加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算等	居住費	食費	日用品・教養娯楽費	リース代	特別な室料	1日の合計(実費除く)	1ヶ月の合計(実費除く)
多床室	要介護1	831	26	19	36	×0.068=62	370	390	実費(別紙参照)	748		2,482	×30=74,460円
	要介護2	882	26	19	36	×0.068=65	370	390	実費(別紙参照)	748		2,536	×30=76,095円
	要介護3	947	26	19	36	×0.068=70	370	390	実費(別紙参照)	748		2,606	×30=78,177円
	要介護4	1,001	26	19	36	×0.068=74	370	390	実費(別紙参照)	748		2,664	×30=79,907円
	要介護5	1,058	26	19	36	×0.068=77	370	390	実費(別紙参照)	748		2,724	×30=81,734円
多床室 2人部屋 (1日1,000円)	要介護1	831	26	19	36	×0.068=62	370	390	実費(別紙参照)	748	1,100	3,582	×30=107,460円
	要介護2	882	26	19	36	×0.068=65	370	390	実費(別紙参照)	748	1,100	3,636	×30=109,095円
	要介護3	947	26	19	36	×0.068=70	370	390	実費(別紙参照)	748	1,100	3,706	×30=111,177円
	要介護4	1,001	26	19	36	×0.068=74	370	390	実費(別紙参照)	748	1,100	3,764	×30=112,907円
	要介護5	1,058	26	19	36	×0.068=77	370	390	実費(別紙参照)	748	1,100	3,824	×30=114,734円
従来型個室 個室 (1日1,500円)	要介護1	753	26	19	36	×0.068=57	490	390	実費(別紙参照)	748	1,650	4,169	×30=125,061円
	要介護2	800	26	19	36	×0.068=60	490	390	実費(別紙参照)	748	1,650	4,219	×30=126,567円
	要介護3	866	26	19	36	×0.068=64	490	390	実費(別紙参照)	748	1,650	4,289	×30=128,682円
	要介護4	922	26	19	36	×0.068=68	490	390	実費(別紙参照)	748	1,650	4,349	×30=130,476円
	要介護5	975	26	19	36	×0.068=72	490	390	実費(別紙参照)	748	1,650	4,406	×30=132,174円
従来型個室 トイレ付き個室 (1日2,000円)	要介護1	753	26	19	36	×0.068=57	490	390	実費(別紙参照)	748	2,200	4,719	×30=141,561円
	要介護2	800	26	19	36	×0.068=60	490	390	実費(別紙参照)	748	2,200	4,769	×30=143,067円
	要介護3	866	26	19	36	×0.068=64	490	390	実費(別紙参照)	748	2,200	4,839	×30=145,182円
	要介護4	922	26	19	36	×0.068=68	490	390	実費(別紙参照)	748	2,200	4,899	×30=146,976円
	要介護5	975	26	19	36	×0.068=72	490	390	実費(別紙参照)	748	2,200	4,956	×30=148,674円

※上表の合計額に日用品・教養娯楽費の実費を加えたものが、実際のおおよそのご料金になります。

※入所後30日間は、初期加算として上記料金の1日あたり32円を加算 ※入所月は、安全対策体制加算として1回21円を加算

※認知症専門棟は上記料金に1日あたり81円を加算

※入所の日より起算して3月以内等の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合は、上記料金に1回あたり253円加算

※入所の日より起算して3月以内の期間等に集中的に認知機能に効果のあるリハビリテーションを実施した場合は、(週に3回を限度

に)上記料金に1回あたり253円を加算

※身体状況等に応じた特別な食事を提供した場合は1食あたり7円を加算

※肺炎・尿路感染症・带状疱疹又は蜂窩織炎の者に対して、投薬・検査・注射・処置等を行った場合、上記料金に1日あたり252円を加算